

令和7年 No.3

○東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）の名称変更並びに同法施行規則及び原子力規制庁が定める「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド：平成29年12月13日原子力規制委員会決定（令和4年3月16日最終改訂）」への対応漏れに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

1月8日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年1月9日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第2号

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改正理由：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）の名称変更並びに同法施行規則及び原子力規制庁が定める「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド：平成29年12月13日原子力規制委員会決定（令和4年3月16日最終改訂）」への対応漏れに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）及び関連法令に基づき、東京学芸大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）並びに放射線装置の取扱い等及び管理に関する事項について定めることにより、放射線による障害の防止を図り、公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(管理区域)</p> <p>第24条 施設長は、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則</u>（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第1条第1号に規定する場所を含み放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(業務従事者の測定)</p> <p>第37条 学長は、業務従事者に対して、放射線障害の発生するおそれのある場所に立ち入っている間継続して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い、その者の受けた個人被ばく線量を測定しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 〔省略〕</p> <p><u>(7) 業務従事者の外部被ばく及び内部被ばくの測定は、測定の信頼性を確保するための措置としてISO/IEC17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託し行うこと。</u></p> <p>2～6 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）及び関連法令に基づき、東京学芸大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）並びに放射線装置の取扱い等及び管理に関する事項について定めることにより、放射線による障害の防止を図り、公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(管理区域)</p> <p>第24条 施設長は、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則</u>（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第1条第1号に規定する場所を含み放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(業務従事者の測定)</p> <p>第37条 学長は、業務従事者に対して、放射線障害の発生するおそれのある場所に立ち入っている間継続して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い、その者の受けた個人被ばく線量を測定しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 〔省略〕</p> <p>2～6 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

(記帳)

第42条 施設長は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、施設の点検及び放射線測定器の点検又は校正並びに教育及び訓練に関し、施行規則第24条第1項第1号に規定する事項及び放射線業務に従事した職員の作業内容等を記載した帳簿を備え、業務従事者等に対して所定の事項を正確に記入させなければならない。

2～3 〔省略〕

4 放射線測定器の点検又は校正に関しては点検又は校正の年月日、放射線測定器の種類及び型式を記録するものとする。

〔省略〕

附 則

この規程は、令和7年1月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(記帳)

第42条 施設長は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、施設の点検並びに教育及び訓練に関し、施行規則第24条第1項第1号に規定する事項及び放射線業務に従事した職員の作業内容等を記載した帳簿を備え、業務従事者等に対して所定の事項を正確に記入させなければならない。

2～3 〔省略〕

〔省略〕